News Release

子どもを事故から守る! PROJECT

平成 22 年 10 月　7 日
消　費　者　庁

ベビーカーの脱輪などによる事故の防止について

ベビーカーについて、本年 9 月、製造事業者から独立行政法人製品評価技術基盤機構に対して報告された事案に関する同機構から消費者庁への報告がありました。

この事案の内容について、消費者庁が当該製造事業者に確認したところ、子どもの怪我などの事故には至らなかったものの、「ベビーカーの車輪が外れた」という消費者から当該製造事業者に対する修理の依頼があり、当該製造事業者が調査を行った結果、製造工程での問題により十数台のベビーカーに不良があったことから、当該製造事業者において、改善の措置とともに完成品の全件検査などの品質管理の強化を講じたとのことでした。

消費者庁としては、この事案の報告を契機として、子どもを事故から守るという観点から、ベビーカーの脱輪などの類似事案について独立行政法人国民生活センターに寄せられた相談や情報などを確認したところ、各地の消費生活センターには「左右の車輪をつなぐフレームがとれた」「車輪が動かなくなった」などの相談や情報が過去 10 年間に 45 件（年数件程度）寄せられていることがわかりました。

なお、これらの相談や情報は、特定の製造事業者の特定の製品に偏ったものではありませんでした。

ベビーカーの製造事業者においては、軽量化などの操作性の向上とともに、強度の確保や構造の安定化に取り組んでいるとのことですが、急な段差で強い衝撃が加わったり、急回転したりすることで、ベビーカーの車輪に大きな力が働くことがあり、その結果、車輪が外れたり、車軸だけではなくハンドルに歪みが生じてしまうことがあります。ベビーカーを使用する環境は、路面、歩行者や車両、設置物などさまざまです。ベビーカーの使用中に脱輪などが起きたときの周囲の状況によっては、ベビーカーに乗っている子どもだけではなく、使用している保護者などが不慮の事故に巻き込まれる可能性もあります。

このため、下記のとおり、ベビーカーを使用する消費者に対して、注意喚起を行うこととしました。

同時に、製品としての安全性の確保と品質管理の重要性にかんがみて、別添のとおり、ベビーカーの製造・販売に係る事業者団体に対し、安全性の確保と品質管理の徹底などに関する要請を行うこととしましたので、お知らせします。

なお、ベビーカーについては、本年 2 月 5 日付けで、「マクラーレン社製ベビーカーの安全対策について」を公表し、当該製品をお持ちの方に対する注意喚起や「安全カバー」の配布等を呼びかけていますので、あらためてお知らせいたします。

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/100205kouhyou_2.pdf

《ベビーカーを使用する方へ》

○　ベビーカーを購入したときは、初めて路上に出る前に、車輪を固定するナット（ネジ）がなくなっていたり、ゆるくなっていないかを確認してください。

　また、購入後も、使用状況によっては不具合が起こる可能性もあるので、使用する前に、必ず車輪やハンドルに異常がないかを確認してください。

○　ベビーカーの車輪が外れる、車輪を固定するナット（ネジ）がゆるくなるなどの不具合が発生した場合には、速やかに、販売店又は製造事業者に連絡し、修理などを依頼してください。

○　ベビーカーの使用に際しては、添付されている取扱説明書及び本体表示に従って、注意・警告の内容を確認した上で、正しく使用してください。

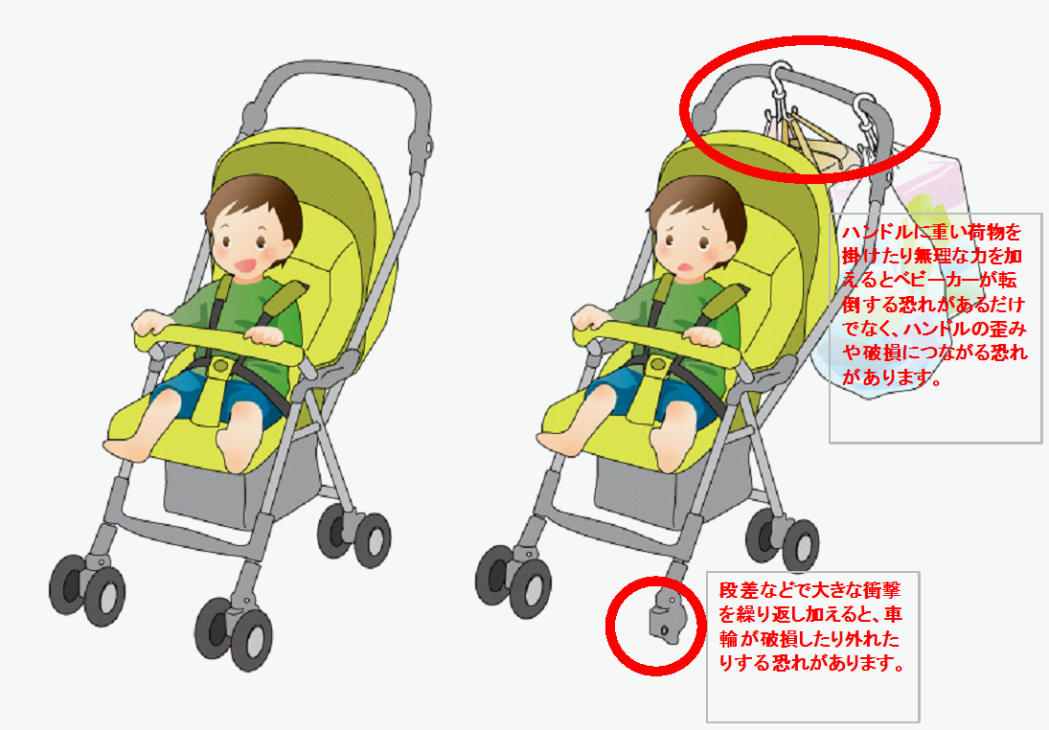

【問い合わせ先】
消費者庁政策調整課
事故情報対応チーム　尾崎、松元
電話：03-3507-9188

（別添）

消 政 調 第 107 号
平成 22 年 10 月 7 日

全国ベビー＆シルバー用品連合会　会長　殿

消費者庁政策調整課長

ベビーカーの車輪の不具合等に関する品質管理の徹底等について（依頼）

平素より、消費者の安全・安心の確保については、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ベビーカーについて、本年 9 月、製造事業者から独立行政法人製品評価技術基盤機構に対して報告された事案に関する同機構から消費者庁への報告がありました。

この事案の内容について、消費者庁が当該製造事業者に確認したところ、子どもの怪我などの事故には至らなかったものの、「ベビーカーの車輪が外れた」という消費者から当該製造事業者に対する修理の依頼があり、当該製造事業者が調査を行った結果、製造工程での問題により十数台のベビーカーに不良があったことから、当該製造事業者において、改善の措置とともに完成品の検査などの品質管理の強化を講じたとのことでした。

消費者庁として、この事案の報告を契機として、子どもを事故から守るという観点から、ベビーカーの脱輪などの類似事案について独立行政法人国民生活センターに寄せられた相談や情報などを確認したところ、各地の消費生活センターには「左右の車輪をつなぐフレームがとれた」「車輪が動かなくなった」などの相談や情報が過去 10 年間に 45 件（年数件程度）寄せられていることがわかりました。

なお、これらの相談や情報は、特定の製造事業者の特定の製品に偏ったものではありませんでした。

ベビーカーの製造事業者においては、軽量化などの操作性の向上とともに、強度の確保や構造の安定化に取り組んでいるとのことですが、急な段差で強い衝撃が加わったり、急回転したりすることで、ベビーカーの車輪に大きな力が働くことがあり、その結果、車輪が外れたり、車軸だけではなくハンドルに歪みが生じてしまうことがあります。ベビーカーを使用する環境は、路面、歩行者や車両、設置物などさまざまです。ベビーカーの使用中に脱輪などが起きたときの周囲の状況によっては、ベビーカーに乗っている子どもだけではなく、使用している保護者などが不慮の事故に巻き込まれる可能性もあります。

消費者庁としては、こうしたベビーカーの脱輪などによる子ども等の事故防止のため、その車輪の確実な固定や製品検査の徹底など、製造上や検査上での品質管理の徹底が不可欠と考えています。

貴団体におかれましては、これまでも、ベビーカーの安全性の確保のために日々御尽力いただいているところですが、消費者の安全・安心の確保のため、下記の事項を含めた品質管理の徹底等に関し、貴団体会員への十分なご周知をよろしくお願いいたします。

記

１．ベビーカーの車輪の不具合の防止のため、製造上や検査上での品質管理の一層の徹底を図るようお願いいたします。

２．ベビーカーの車輪が外れる等の不具合により人身事故に至る可能性があることから、店頭販売にあたっては、できる限り、販売店舗内で、販売に従事する従業員が販売製品の車輪の不具合等の有無を十分確認した上で販売するよう努めるようお願いいたします。

３．ベビーカーの利用者からその不具合の相談や事故発生の報告を受けた場合には、修理・交換等の事業者の対応について、適切に利用者に案内してください。

　製品の安全に関わる事象のうち、重大製品事故については、消費生活用製品安全法に基づき速やかに行政機関に報告してください。また、重大製品事故に当たらない事故も含めた事故情報等については、関連通達（※）に基づく協力をいただいているところでありますが、引き続き、その趣旨を理解いただき、広範な協力及び対応をお願いいたします。

４．ベビーカーの小売販売事業者におきましては、ベビーカーを購入した消費者から、製品の安全に関わる不具合等の連絡を受けた場合には、速やかに製造事業者又は輸入事業者に内容を通知するようお願いいたします。

（※）「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供及び業界における体制整備の要請について」
（平成 21 年 9 月 1 日商局第 2 号経済産業省大臣官房商務流通審議官通達）